

19歳以上23歳未満の被扶養者認定の要件の変更 Q&A

Q1 なぜ、19歳以上23歳未満の被扶養者認定の要件が変更されたのか。

A1 令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の認定要件のうち、年収の限度額が変更され、これまでの130万円から150万円未満になりました。

Q2 年収以外に要件の変更はあるか。

Q2 年収以外の被扶養者認定の要件の変更はありません。

①組合員の配偶者以外に続柄の制限はありません。配偶者を除く、これまでの被扶養者の範囲です（要件を満たせば弟妹や孫等も対象です。）。また学生であることも要件ではありません。

②収入の考え方も、限度額以外に変更はありません。遺族年金等の非課税の年金や事業所得、不動産所得等、全ての恒常的な収入を含みます。

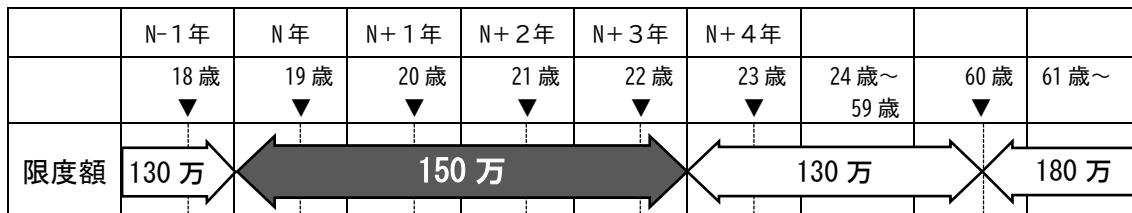
③これまでどおり、年収が限度額未満であっても、勤務先で社会保険が適用される場合は、その健康保険が優先されますので、被扶養者として認定はできません。

詳しい認定の要件については大阪支部のホームページに掲載している「[教職員のための共済のしおり（令和7年4月改訂版）](#)」の「II 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き」をご覧ください。19歳から22歳に該当する場合は、年額を150万円、月額を12万5千円、日額を4,167円と読み替えてください。

Q3 年齢はどの時点で判断するのか。

A3 年齢は、所得税法上の取り扱いに合わせて、認定日が属する年の12月31日現在の年齢で判断します。下図のとおり、19歳に到達*する年の1月1日から22歳に到達する年の12月31日までは、限度額が150万円未満となります。

*到達する日は、誕生日の前日です。例えば、令和7年中の基準額が150万円未満となるのは、誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方です。なお、限度額が180万円未満となる60歳以上の年齢の判断は、これまでどおり60歳に到達する日（誕生日の前日）が基準です。



[令和7年末年齢]

| | | | | | | |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生年月日 | H19.1.2～H20.1.1 | H18.1.2～H19.1.1 | H17.1.2～H18.1.1 | H16.1.2～H17.1.1 | H15.1.2～H16.1.1 | H14.1.2～H15.1.1 |
| 年末年齢 | 18歳 | 19歳 | 20歳 | 21歳 | 22歳 | 23歳 |

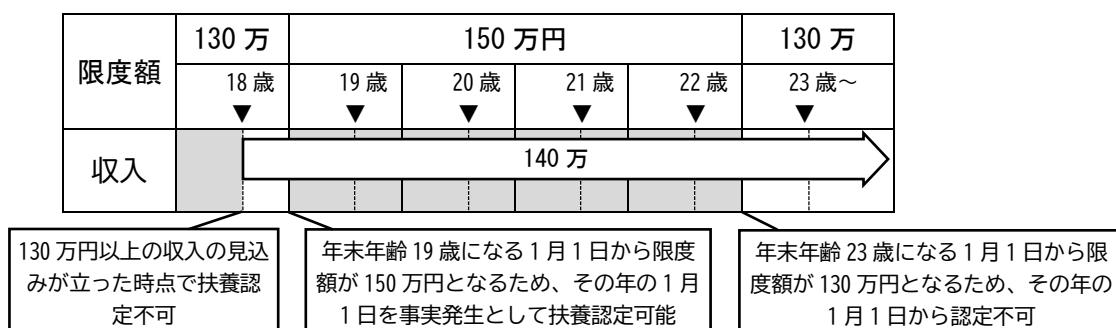
[令和8年末年齢]

| | | | | | | |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生年月日 | H20.1.2～H21.1.1 | H19.1.2～H20.1.1 | H18.1.2～H19.1.1 | H17.1.2～H18.1.1 | H16.1.2～H17.1.1 | H15.1.2～H16.1.1 |
| 年末年齢 | 18歳 | 19歳 | 20歳 | 21歳 | 22歳 | 23歳 |

〔例〕18歳でアルバイトを始め、年間140万円の収入がある場合

※ 以下、収入のある場合の例について、全て勤務先での健康保険の適用はないものとします。

勤務先で健康保険の適用がある場合は、そちらが優先されますので、収入・勤務期間等に関わらず、
健康保険上の被扶養者として認定できません。



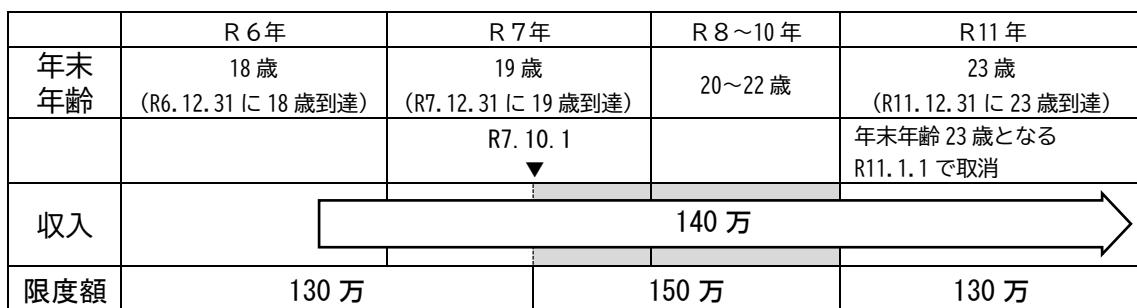
年末年齢で判断するため、認定日時点で18歳であっても、年末年齢が19歳であれば、
限度額は150万円となります。

1月2日から4月1日に18歳の誕生日を迎える早生まれの高校3年生については、4月から12月は大学生であっても、年末年齢が18歳のため、限度額は130万円です。

Q4 【制度改正時の取り扱い 例①】令和7年10月1日現在、アルバイトで140万円の収入があるため被扶養者として認定されていない、平成19年1月1日生まれの組合員の子がいるが、要件変更により認定できるようになるのか。

A4 令和7年10月1日現在では18歳ですが、令和7年12月31日に19歳となるため、扶養認定が可能となります。この場合、改正の適用日である令和7年10月1日を事実発生日として扶養認定することができます。認定申告は、事実発生日から30日以内に行ってください。30日経過後に申告された場合は遡っての認定はできません。

また、令和7年10月1日以降に届出される場合で、令和7年10月1日より前に遡って認定申告をする場合、19歳以上23歳未満の被扶養者であっても収入要件は改正前の130万円未満です。



Q5 【制度改正時の取り扱い 例②】平成16年1月1日生まれの組合員の子が令和7年9月25日に支給されたアルバイトの収入によって直近12か月の収入が130万円を超過した（もしくは、直近4か月の収入が連続して108,334円を超過した）が、制度改正後の収入が150万円未満かつ4か月連続で月額12万5千円を超過しない見込みである場合は、被扶養者認定は継続したままでよいのか。

A5 制度改正の令和7年10月1日より前に、改正前の限度額を超過している場合は、被扶養者認定の取消手続きが必要となります。この場合には、令和7年9月1日（4か月連続して月額の限度額を超過している場合も同日）が認定取消日となります。

制度改正後の要件を満たしている場合は、令和7年10月1日を事実発生日とし、認定申告を行ってください。

制度改正前に限度額を超過していることが分かった場合は、遡って被扶養者の認定を取り消すため、再度、認定できるまでの間は当支部の被扶養者としての資格はありません。

| | R 6年 | R 7年 | R 8年 |
|------|--|---|--|
| 年末年齢 | 21歳 (R6.12.31に21歳到達) | 22歳 (R7.12.31に22歳到達) | 23歳 (R8.12.31に23歳到達) |
| | R7.10.1までに年130万円を超 過、または連続して月額108,334 円を超過した場合は取消。 | R7.9.1 取消 ▼ R7.10.1 認定 ▼ | R8.1.1で、年末年齢23歳となる ため、限度額が130万円となるた め、R8.1.1で取消。 |
| 収入 | R7.9に初めて130万円超過 | 以後も年間130万円超過見込み | |
| 限度額 | 130万 | 150万 | 130万 |
| | R7.10.1までに取消事由に該当するため R7.9.1で取消。 | R7.10.1で限度額が150万円となるためR7.10.1で認定可 能。R8.1.1で年末年齢23歳となるため限度額超過で取消。 | |

Q6 年末年齢19歳以上23歳未満の被扶養者についても「年収の壁・支援強化パッケージ」は対象となるか。

A6 対象となります。

パート・アルバイト等の収入がある方で、勤務先の社会保険の適用となっていない方が、勤務先の人手不足による労働時間延長等により一時的に扶養認定にかかる収入の限度額を超過した場合に、勤務先が一時的な収入変動であることを証明することで、扶養認定を継続することが可能です。

ただし、基本給が上がった場合や契約書等で150万円を超えることが当初から見込まれる場合は対象外です。また、同一の被扶養者が事業主証明により認定を継続できるのは、連続2回までです。

Q7 扶養手当についてはどうなるのか。

A7 本改正は、健康保険制度に関するものになりますので扶養手当の収入要件等については、当該制度の担当部署へご確認ください。

扶養手当が取り消された場合でも、共済組合の被扶養者としての要件を満たしている場合は、共済組合の被扶養者の取消は必要ありませんが、認定区分の変更が必要になります。

扶養手当が取り消されたが、共済組合の被扶養者として継続する場合は、大阪支部ホームページから「被扶養者資格取得区分等変更申告書」(3-5)を印刷し、所属所を通じて提出してください。その際、扶養手当の要件には該当しないが共済の被扶養者としての要件を備えていることが確認できる書類を添付してください(必要に応じて追加の書類をお願いすることあります。)。

[問い合わせ先]

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

電話 06-6941-3164 (直通)

FAX 06-6941-3672

<https://www.kouritu.or.jp/osaka/index.html>

